

令和 7 年度

上牧町協働のまちづくり公募型補助金

応募要項



応募受付期間 令和 **7** 年 **4** 月 **1** 日 (火) ~ **5** 月 **30** 日 (金)

上牧町総務部企画財政課

目 次

1	目的	1 ページ
2	対象団体	1 ページ
3	補助金の類型	1 ページ
4	対象となる経費	3 ページ
5	対象とならない経費	4 ページ
6	募集期間・応募書類提出先	4 ページ
7	応募書類	4 ページ
8	事前着手	5 ページ
9	審査方法及び決定	5 ページ
10	審査基準	5 ページ
11	審査結果の通知	6 ページ
12	補助金交付決定の公表	6 ページ
13	事業実施期間	6 ページ
14	補助対象事業の変更等	6 ページ
15	軽微な変更	6 ページ
16	事業実績報告	7 ページ
17	補助金の額の確定及び精算	7 ページ
18	事業実績の公表	7 ページ
19	全体スケジュール（予定）	8 ページ
20	その他	8 ページ

1 目的

この補助金は、本町におけるまちづくりの最高規範である「上牧町まちづくり基本条例」の基本原則に基づき、町民により組織される団体が、町民意識や地域の実情に即して自主的、自発的に行う公益的活動等に対して、町が補助金を交付することにより、まちの活性化や団体の育成を図り、その継続的な活動を通して創意と工夫による町民と行政との協働のまちづくりの更なる推進を目的とします。

2 対象団体

次の要件を満たす町民により組織される団体（ボランティア団体、NPO、各種団体）となります。ただし、町の他の制度による補助金等の交付を受けている又は受ける予定のある団体は除くものとする。

- ① 構成員が5人以上で、その構成員の過半数が町内に在住、在勤または在学しているものであること。
- ② 未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。
- ③ 団体の運営に関する定款、規約または会則があること。
- ④ 町内で活動する非営利の団体であること。
- ⑤ 宗教活動または政治活動を行う団体でないこと。
- ⑥ 上牧町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団及びその構成員の統制の下にない団体であること

3 補助金の類型

補助金の類型は、町民により組織される団体が実施する町民公益団体活動で、次のとおりとします。

- ① 町民提案型補助金 ・ ・ ・ 町民により組織される団体が自由なテーマで提案した社会的又は地域的な課題の解決に資する事業への補助金
- ② 自立事業化前提型補助金 ・ ・ ・ 町民により組織される団体が、地域で抱える課題をビジネスの手法（サービスの受け手から対価を徴収する方法）により解決する事業への補助

補助金名	町民提案型補助金	自立事業化前提型補助金
対 象 事 業	町民提案による社会的・地域的な課題の解決に資する事業	町民により組織される団体が、地域で抱える課題をビジネスの手法(サービスの受け手から対価を徴収する方法)により解決する事業
要 件	(1) 構成員が5名以上であること。 (2) 町内に拠点を有し、かつ、町内において活動の主要な部分を行っていること。 (3) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。 (4) 営利を目的としないこと。 (5) 政治的活動、宗教的活動及び特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。 (6) 上牧町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団及びその構成員の統制の下にない団体であること。	
補助 限度額 (補助率)	上限 15 万円 (補助率 10/10) ※ただし、事業収入がある場合は、補助対象経費から差し引くものとします。	上限 50 万円 (補助率 10/10) ※ただし、事業収入がある場合は、補助対象経費から差し引くものとします。
交付条件	同一事業への交付は 3 回を限度とします。	同一団体への交付は原則 1 回を限度とします。 ※3 年以上事業を継続することを条件とします。(随時面談を行い、継続できなかった場合は、補助金を返還していただくことがあります。)
その他	・当該年度4月1日から翌年1月末日までの取り組みに対して補助金を交付します。(※交付決定前に事業着手する場合は「上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付決定前事前着手届」(第1号様式)の提出が必要です。) ・補助金の交付は、当該年度1団体1事業とします。	

4 対象となる経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接的に必要で、かつ、社会通念上補助の対象にふさわしい支出とし、原則として次に掲げる経費とします。

支出科目	内 容	注意事項
賃 金	事業実施のために臨時必要となるアルバイト等の人件費	時給単価は町の定める額とする
報償費	外部講師・外部専門家への謝礼等	日額の単価 【町の基準】 ・ 大学教授及び准教授クラス 14,000 円 ・ 高校以下教諭クラス 6,000 円 ※ただし、4 時間以下の場合は、当該報酬額の 2 分の 1 に相当する額とする。 大会等の参加賞及び記念品の経費は対象外とする。
旅 費	交通費、通行料金等	・ 車賃は 37 円/km 【町の旅費規程に基づく】 ・ 根拠となる記録簿の提出が必要
消耗品費	文具や用紙、材料、資材等の購入費用	
燃料費	灯油、混合油等の購入費用	・ ガソリンについては旅費を適用すること。
食糧費	お茶代、食材代等	・ 事業実施のために必要だと認められるもので、懇親に要するものを除く。 ・ 参加者に提供する場合は、実費相当額の参加費を徴収すること。
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用	
光熱水費	電気、ガス、水道料金等	団体の事務所等の管理運営に要したものを除く。
通信運搬費	郵便費、宅配費等に必要な通信費	団体の構成員間の連絡等に要した費用は除く。
手数料	口座振込手数料等	
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等	
委託料	専門知識、技術等を要する業務の委託費用	

使用料及び賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料等	・団体の事務所や団体の構成員に関わる施設の使用については対象外とする。
備品購入費	購入価格が1万円以上で、耐用年数が1年以上の物品	・補助金額の3割以内。（実績報告時点の額を対象とする。） ・パソコンやプリンターなどの一般的に団体運営全般に使用するものは対象外とする。
その他経費	町長が特に必要かつ適当と認めた経費	

5 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ・構成員の親睦や趣味的な活動を目的とするもの。
- ・特定の人または団体の利益を目的とするもの。
- ・営利、宗教または政治を目的とするもの。
- ・調査または研究のみを目的とするもの。
- ・その他町長が補助対象事業として適当でないと認められるもの。

6 募集期間・応募書類提出先

- (1) 募集期間 令和7年4月1日(火)から令和7年5月30日(木)まで
- (2) 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
- (3) お問い合わせ・応募書類提出先

上牧町役場 2階 総務部 企画財政課 総合企画係

〒639-0293 上牧町上牧 3350 番地

電話番号 0745-76-2502 (直通)

FAX 0745-76-1002

メールアドレス seisaku@town.kanmaki.lg.jp

7 応募書類

- (1) 上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付申請書 【第4号様式】
- (2) 事業計画書 【第2号様式】
- (3) 収支予算書 【第3号様式】
- (4) 団体概要書 【第5号様式】
- (5) 定款、規約、会則その他これらに準じる書類

なお、審査に際して必要がある場合は、他の書類の追加提出をお願いすることがあります。

8 事前着手

交付決定前に事業の開始を希望する団体は、上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付決定前事前着手届（第1号様式）を提出していただくことで、交付決定前（4月1日以降）から事業に着手いただけます。

9 審査方法及び決定

審査は、上牧町協働のまちづくり公募型補助金審査判定委員会が、原則として応募書類の審査と応募団体によるプレゼンテーションにより行います。町長は、同委員会の判定を尊重し、補助金の交付の可否を決定します。

10 審査基準

審査基準は、次のとおりです。

- (1) 公益性
 - ① 広く町民の福祉の向上と利益の増進につながるか？
 - ② 行政の目指す方針に合致しているか？
- (2) 公平性
 - 特定の団体・地域に偏ることなくバランスがとれているか？
- (3) 透明性
 - ① 補助金の使途が明確か？
 - ② 会計処理が適切に行われ、オープンにされているか？
- (4) 必要性
 - ① 町民のニーズに適合しているか？
 - ② 受益者負担なども含め、補助金に代わる資金の捻出手段はないか？
- (5) 独創性(上牧町らしさ)
 - 町の実情に即した、上牧町らしい取組となっているか？
- (6) 団体の適格性
 - ① 運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織であるか？
 - ② 補助対象事業の実施にあたって、適正な規模及びその規模に見合った自己負担能力を有しているか？これまでの活動実績はどうか？

11 審査結果の通知

審査結果については、文書により応募団体にお知らせします。

12 補助金交付決定の公表

補助金の交付の対象となった団体については、その名称、概要、補助の対象となる事業の内容等を上牧町ホームページ等で公表します。

13 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年1月31日まで

14 補助対象事業の変更等

補助金の交付の決定を受けた団体は、補助対象事業の内容若しくは補助対象事業に要する経費の配分を変更（軽微な変更の場合を除く。）しようとするとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、事業完了（予定）日までに次の書類を提出しなければなりません。

- (1) 上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付決定事業変更等承認申請書（第8号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）

但し、申請時に記載していない備品を購入する場合は、事前にご相談ください。
補助対象外経費となる場合があります。

15 軽微な変更

町長の承認を要しない軽微な変更は、交付決定額の増額を伴わない補助対象経費の変更をしようとするときで、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 収支予算書の支出費目ごとに配分された額を流用しようとするとき。ただし

各配分額の 20% 以下の変更に限る。

- (2) 計画の細部の変更をしようとするとき。ただし、補助事業の遂行状況に影響を及ぼさないと認められる場合に限る。

16 事業実績報告

補助金の交付を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）には、事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日までに下記の書類を提出していただきます。ただし、令和 8 年 1 月 31 日以降に事業が完了する場合は、令和 8 年 2 月 6 日（金）までに提出してください。

- (1) 上牧町協働のまちづくり公募型補助金事業完了報告書 【第 10 号様式】
- (2) 事業実績報告書 【第 11 号様式】
- (3) 収支決算書 【第 12 号様式】
- (4) 補助対象事業に係る領収書等の写し

なお、事業実績の確認のために必要がある場合は、他の書類の追加提出をお願いすることがあります。

実績報告書提出後は、審査判定委員会において補助金交付団体から実績報告をしていただきます。

17 補助金の額の確定及び精算

なお、既に交付を受けた金額が確定金額を超える場合は、その超過分を返還していただきます。

18 事業実績の公表

補助の対象となった事業については、実績報告書に基づき、事業の成果の概要を広報かんまき、上牧町ホームページ等で公表します。

19 全体スケジュール（予定）

当該補助金事業は、概ね次のスケジュールによって実施します。
ただし、審査手続等の進捗により、スケジュールを変更する場合がありますことにご留意ください。

日 程	通常の申請
令和7年4月1日（火）	募集開始
令和7年5月30日（木）	募集締め切り
令和7年6月中旬	審査判定委員会 （プレゼンテーション）
令和7年7月上旬	審査結果の通知 （交付決定） 事業開始
令和7年7月中旬～下旬	補助金交付
令和8年2月6日（金）	実績報告書提出期限
令和8年2月中旬～下旬	審査判定委員会（実績報告）
令和8年2月下旬	補助金の額の決定及び精算

20 その他

違法、不正な行為があった場合、不正な手段等により補助金の交付を受けた場合、あるいは、上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付要綱に反する行為があった場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、補助金を返還していただきます。